



第75回

山形県自作視聴覚教材 コンクール

作品大募集

やまがたのよさ・魅力を 視聴覚教材にのせて

★募集期間

令和8年11月30日(月)～12月7日(月)

★部 門

・ 学校教育部門 ・ 社会教育部門 ・ 児童生徒作品部門

★種 別

・ デジタルコンテンツ(映像教材・プレゼンテーションソフト等)
・ 手作り作品(紙しばい・かるた等)

応募詳細は

こちらから👉



過去作品は

こちらから👉



令和8年度

第75回山形県自作視聴覚教材コンクール募集要項

1 趣旨

グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自ら「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは、持続可能な社会の実現を担う人づくりを進めるうえで極めて重要なことです。

そこで、郷土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催します。



2 主催 山形県教育委員会

3 後援 (公財)山形県生涯学習文化財団

4 部門 【学校教育】幼稚園(保育園を含む)、小学校、中学校、高等学校等、学校教育で使用する教材
【社会教育】社会教育で使用する教材
【児童生徒作品】小・中・高の児童生徒が制作した教材

5 種別

- デジタルコンテンツ[映像教材、プレゼンテーションソフト等、オンライン教材(HP等)]
- 手作り作品[紙しばい、かるた等]

6 要領

- (1) 作品はすべてアマチュアが制作したものとし、すでに県及び全国のコンクール等で入選したものは除きます。
- (2) 作品は、山形県の自然、歴史、風土、伝説、文学、文化財、産業、地域課題等、郷土の学びに資するものとします。
- (3) 上映(上演)時間が20分を超える作品、または、複数コンテンツによる教材についても、20分以内で審査を行います。
- (4) 作品中の著作物等(BGMなど)については、応募者の責任において著作権及び著作隣接権をクリアされたものとします。肖像権についても同様とします。
- (5) 入賞作品は、県教育委員会が複製利用することがあります。
- (6) 同一部門に出品できる作品数は、1人1作品までとします。

7 募集期間 令和8年11月30日(月)~12月7日(月) 各地区の教育事務所へ持参又は郵送(当日消印有効)

8 提出物

- (1) 作品とともに出品票(応募様式)を提出してください。
- (2) 提出物の留意点
 - ① デジタルコンテンツについて
 - ・ USBメモリに保存した作品(動画の場合、形式は.mp4)とします。
 - ・ オンライン教材はURLでの出品も可とします。ただし、URLは、作品の出品後から2月の表彰式・発表会まで閲覧が可能な状態にしてください。また、一度提出した作品には手を加えないでください。
 - ・ プレゼンテーションソフトは、可能な限り作品に説明音声を加えてください。困難な場合は、発表原稿や発表の音声を添付してください。
 - ② 紙しばいについて
 - ・ 台本と読み上げた音声が入っているデータ(形式は.mp3)を添付してください。
 - ・ 演示が複雑な場合、演示を録画したビデオ等も添付してください。

9 出品票

- (1) 出品票(応募様式)は、「山形県自作視聴覚教材コンクール」のホームページからダウンロードできます。
- (2) 審査の際、制作者による演示はありません。出品票(応募様式)には以下を詳しくご記入ください。
 - ◇制作意図(制作にあたって留意した点、作品の特色)
 - ◇教材の活用場面
 - ◇対象
 - ◇利用上の留意点(教材の構造や再生環境、演示方法等)

10 審査について

- (1) 審査の観点は、次の5つです。
 - ①地域性(学校の特色、地域の実態等を含む)の高さ
 - ②制作意図の明瞭さ
 - ③教材性の高さ
 - ④制作技術の高さ
 - ⑤その他
 - ・ 作品全体に惹きつける要素があるか
 - ・ 児童生徒作品の場合、作品の制作における児童生徒のかかわり
- ◎ なお、審査は、ストーリー展開と描写・絵画的表現のみを審査対象とし、読み手の技術は審査対象外とします。
- (2) 部門ごとに賞を決定します。【最優秀賞、優秀賞、入選、佳作】
- (3) 審査員は、学識経験者、社会教育関係者、視聴覚教育関係者です。
- (4) 審査結果は、令和9年1月下旬~2月上旬に発表します。なお、結果は、出品者に郵送又はメールにて個別に通知した上で、県ホームページでも公表します。

11 表彰式及び発表会

期日:令和9年2月20日(土)

場所:遊学館(第一研修室)

入賞した作品のうち、展示に同意をいただいた作品は、同日に第二研修室に展示し、参加者及び当日ご来場いただいた方に見ていただく機会を設定する予定です。

12 その他

- (1) 出品作品は、作品を提出した地区内の教育事務所を通じて返却します。
- (2) 要項に沿わない作品については、出品をご遠慮いただくことがあります。
- (3) 作品の教育事務所への郵送につきましては、各自ご負担願います。
- (4) 出品について不明な点がある場合は、下記「出品先・問合せ先」にお問い合わせください。

13 出品先・問合せ先

【村山地区】村山教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係

〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-8274

【最上地区】最上教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1441

【置賜地区】置賜教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係

〒993-0085 長井市高野町二丁目3の1 TEL 0238-88-8242

【庄内地区】庄内教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係

〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東7の1 TEL 0235-68-1983

(応募様式)

記入例

令和8年度 第75回山形県自作視聴覚教材コンクール 出品票

地区名 (村山) ・ 最上 ・ 置賜 ・ 庄内) 地区

部 門	1 学校教育 2 社会教育 3 児童生徒作品	
題 名 (サブタイトル)	※固有名称(人名、地域名など)にはふりがなをお願いします。 ※スペースや「」、『』、-、~、等の表記も正確をお願いします。 山形の地に眠る松波太郎 ^{まつなみたろう} ^{ばんねんじ} ~万念寺に残された記録から~	
種 別 及び 該当する教材の ジャンル	○種別 ① デジタルコンテンツ 〔映像教材 プレゼンテーションソフト等 オンライン教材 その他 () 〕 2 手作り作品(紙しばい () 枚 その他 ()) ○教材のジャンル ※該当する項目に○印をつけてください。その他は具体的にご記入ください。 自然 歴史 風土 伝説 文学 文化財 産業 地域の課題等 その他 ()	〈時 間〉 20分00秒 ※20分以上の作品 は、何枚目から又は 何分何秒から審査 対象にするかを下 記の「その他」に記 載してください。
制作意図	今年、松波太郎が生誕から500年の年である。松波太郎の地域に対する思いやりや、志を立てて行動する姿は、現在でも学ぶべき点にもかかわらず、地域の中でも知らない人が多い。そこで、地域の偉人である松波太郎の生き方を多くの人に知ってもらいたいと思い制作した。	
教材の活用場面 及び対象	小学校中学年の地域教材学習や、小中学生の道徳の時間	
利用上の 留意点	※HP形式の作品で、HPを直接閲覧しての審査を希望する場合はURLをご記入ください。 URL: https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/kyoiku... 映像のはじめに当時の史料の写真を載せていますが、見えにくいところがあります。	
制作者名	※ふりがなをお願いします。児童生徒の場合は、所属の学校・学年もご記入ください。 やまがた はなこ むらやま じろう 山形 花子、村山 二郎	
公表・賞状に記載 を希望する名前等	※上記以外で希望する場合はご記入ください。(スペースや「」、『』、-、~、等の表記も正確をお願いします。) 原則、小学生、中学生、高校生は、「学校名」「学年」「氏名」(クラブ名)を記載します。 松波地区子ども育成連合会	
制作者 (又は代表者) の 住所 電話番号 Eメールアドレス	住所<必須> 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話番号<必須> 023-630-2872 メールアドレス ※連絡通知等を電子メールで希望される場合はご記入ください。 yshogaku@pref.yamagata.jp	
寸評の有無	※いずれかに○印をつけてください。 審査員からの作品に対する寸評を (希望します) ・ 希望しません)	
その他	※【児童生徒作品】部門の場合、制作の過程で、児童生徒、かかわる大人それぞれが何を担当したのか具体的にご記入ください。 22分の映像なので、13~15分の部分を省略して審査をお願いします。 複製して使用したり、リンクしたりする場合は、連絡をお願いします。	